

住宅の建設・改修に係る補助制度のお知らせ

コロナ禍における市内での建設需要喚起や住環境整備を促進するため、住宅の建設・改修に係る補助制度を実施していますので、ご利用ください。

■対象者

- (1) 市内で自ら居住する住宅を建築または建売住宅を購入する方
- (2) 市内で自ら居住する住宅を改修する方（本人が所有する住宅に限る）

■対象住宅

- 建設業法の許可を受けた市内に本社・本店を有する建設業者が建築または改修する住宅
- ・改修の場合は、工事金額（税抜き）が50万円以上であること。
 - ・工事請負（売買）契約の締結日が、令和4年4月1日以降であることを証明できること。

■補助額

- (1) 新築：工事・購入金額（税抜き）の5%（上限100万円）
- (2) 改修：工事金額（税抜き）の10%（上限50万円）

■申込期限

- (1) 新築：10月31日(月)
- (2) 改修：11月30日(木)

■申込場所

スキルアップセンター空知（Tel.24-1880）



※対象者、市内建設業者のいずれも市税の滞納がないことが要件となります。

※令和3年度に滝川市住宅建設・改修促進事業補助金を受けた方は対象となりません。

※申込期限よりも前に予算額に達した場合は、申請の受け付けを締め切らせていただきます。

※その他の詳細は、市公式ホームページをご覧ください。

問合先 建築住宅課 Tel.28-8040 / 企画課 Tel.28-8004

特定健診・がん検診を受診しましょう

●バスツアー検診（旭川がん検診センターまで無料送迎バスが出ます。）

日 時…7月29日(金)（7時30分保健センター出発、13時ごろ帰着予定）

場 所…旭川がん検診センター

申込期限…6月30日(木)

内 容…特定健診、後期高齢者健診、各種がん検診、その他オプション検診

対 象 者…40歳以上の方（1年に1回）

定 員…13人（定員になり次第締め切り）

申込方法…保健センター窓口または電話でお申し込みください。

※国民健康保険以外の保険証をお持ちの方で特定健診を希望される方は、旭川がん検診センター（Tel.0120-972-489）へ直接予約してください。

感染症対策でバスの乗車人数を制限しています



問合先 保健センター Tel.24-5256